

事前調整の流れ

事業計画者

厚木市

事前調整
(生活環境課窓口)

事業計画書 (第1号様式) の提出
(3条2項の添付書類を付けて)

専門的知識を有する者、関係機関に意見聴取
(必要がある場合)

周知計画書 (第2号様式) の提出

他市町村と協議
(区域が他市町村にまたがる場合)

周辺住民等へ周知の実施 (敷地境界から100m範囲) 別表第2の基準に従う

周知結果報告書 (第3号様式) の提出
(周辺住民の意見等の添付)
住民の意見を計画に反映させるよう努めてください。

指導に対する措置の報告
関係機関等との調整、協議等の記録の提出

必要により計画変更等の指導

土壌汚染対策法許可申請書の提出
又は対象変更工事着手

事前調整終了通知書の通知